

お礼 (敬称略)

香典返し 次の方々より故人のご供養のため社会福祉協議会に多額のご寄附をいただきました。故人のご冥福をお祈りしますと共に心からお悔やみ申し上げます。

囀託名	故人氏名	遺族氏名
宮山	小城 トミエ	小城 保弘
小森西	中村 たか子	中村 一男
上あげ	今村 千代子	今村 秋敏
小森西	山口 サダ子	山口 眞一

ニコニコ献金・一般寄附		
囀託名	氏名	備考
小森西	山下 英理子	食料品

この尊い浄財は、ご寄附いただきました各位の趣意に添うべく、社会福祉のために有効に使用させていただきます。ありがとうございました。
尚、個人情報保護の観点から個人寄附金額の公表は控えさせていただきます。 [7月12日受付け分まで掲載]

子ども合同サロンのご紹介

地域の子もたちにもサロンに参加してもらい、子ども合同サロンを5つの地域で開催していただきました。七夕やレクリエーションを通して交流を深めていただきました。(この事業には社協会費を活用しています。)



令和6年度 日本赤十字社会員及び活動資金実績報告

平素より、日本赤十字事業について村民の皆様のご理解とご協力に感謝いたします。本年度も、5月1日より5月31日を赤十字月間とし、新たな赤十字会員の募集と、活動資金のご協力をいただきありがとうございました。引き続き次年度もよろしくお祈りいたします。
ご協力いただきました活動資金は日本赤十字社の諸活動を推進し、地震等による災害救援活動や国内外へ医療スタッフの派遣、救急法等の講習、AED等の配備、看護師の養成など、幅広い活動の財源として有効に使用されます。
赤十字活動へのご質問等ございましたら、日本赤十字社熊本県支部西原村分区(西原村社会福祉協議会)までお問い合わせください。

◆令和6年度 日赤活動資金(一般) 合計額 1,010,900円 会員 49件
 会員 2,000円以上 協力会員 500円以上 協力会員 1,797件

地区	会員(世帯)	協力会員(世帯)	地区	会員(世帯)	協力会員(世帯)	地区	会員(世帯)	協力会員(世帯)
古閑		20	宮山	2	57	門出		42
葛目	2	3	多々良		16	田中	2	28
上鳥子		19	日向		18	秋田	1	40
馬場		12	大峯		20	士林	2	17
小園	3	9	北向新屋敷	1	27	河原団地		45
袴野		37	上布田		40	小野	2	46
桑鶴	3	24	下布田	3	30	瓜生迫	2	21
大切畑		12	化粧塚		31	猿俣	8	
美晴台		12	高遊東	1	61	灰床		12
風当		26	高遊中		187	八景台		7
畑		21	高遊西		67	緑ヶ丘南		5
名ヶ迫		20	西原台		55	玉の迫		14
万徳	3	120	星ヶ丘		63	小森の里		25
万小森	5	64	コモンビレッジ		38	西原ニュータウン		49
新所	1	59	星田	3	12	西原		17
緑ヶ丘		82	下古閑		13	山西団地		40
前鶴	2	43	滝		17	龍神の郷		11
出口	1	36	医王寺	2	7	計	49	1,797



社協だより

西原村社会福祉協議会

熊本県阿蘇郡西原村大字小森572

433号 代表電話 279-4141

西原村社会福祉協議会 令和6年度社協会費(新規会員募集)のお願い

社会福祉協議会(社協)とは?

社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的とした民間の福祉団体です。

社協の活動とは?

地域の皆さんの参加と協力を呼びかけ、一緒に福祉を考え、支え合いや思いやりのある村をつくっていく活動をしています。例えば、福祉の啓発やボランティア活動の推進、ふれあい・いきいきサロン活動や小地域での見守りネットワークづくりなどがあります。(※下記に活動の一部を紹介しています。)

社協の財源

社協の活動を支える財源は、住民の皆様が社協会員になって納めていただく「社協会費」を基本に、寄付金、共同募金配分金、行政からの補助金・委託金などが財源となっています。特に、「社協会費」につきましては、地域ぐるみの福祉活動を啓発し、地域福祉活動を推進するうえで、欠かすことのできない重要な支えとなっています。

会員制度とは?

昭和51年度より、住民一人ひとりのニーズに応える社協活動及び住民参加型の福祉活動を実現するため、住民会員制度(社協会費)を行っています。「住民参加」や「住民主体」の一つの方法として、住民の皆さまに会員となっただけで、会費という形で福祉活動にご協力をお願いしております。

※社協会費は強制的ではありませんが、多くの皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

普通会員 1,200円 特別会員 3,000円

【一世帯】(1月当り 100円) 【一世帯】(1月当り 250円)

【募集の方法】 お住まいの地区の区長様、組長様を通じて各世帯にお願いさせていただきます。

※普通会員、特別会員と会員区分がありますが、社協の趣旨に賛同し、さらに地域福祉事業に協力していただける方には特別会員にご協力をお願い致します。

※会費の納入につきましては、地区によって方法が異なりますので区長様までご確認ください。

なお、会員区分の変更は可能ですので、変更されたい方は区長様、組長様にお申し出ください。

【募集の期間】 … 8月上旬～9月上旬

会費はどのように使われているの?

社協会費は全て下記の事業などに使われています。職員への人件費には充てられていません。

■福祉活動の推進のために

- ・ふれあいいきいきサロン及びスーパーサロンへの支援
- ・小地域の見守りネットワーク体制の充実強化
- ・各種備品等貸出事業の実施
- ・民生委員児童委員活動への支援など



■高齢者福祉のために

- ・一人暮らし高齢者の集い(バスハイク)の開催
- ・男性料理教室の開催支援、福祉牛乳の配布など

■子どもたちの福祉のために

- ・子育てサポートセンターの運営
- ・子どもサロンへの支援など

■障がい者福祉のために

- ・車いす、車いす対応車両の貸出など



■ボランティア活動の支援のために

- ・ボランティア養成講習会の開催
- ・福祉教育の推進など

■地域の福祉について知っていただくために

- ・広報紙「社協だより」及び「サロン新聞」の発行

